

令和4年度第2回茂原市総合教育会議日程

日時：令和5年3月22日（水）13時15分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

1 令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策について【資料1】

（1）部活動の地域移行について

【参考資料1】

（2）茂原市小中一貫教育について

【参考資料2】

（3）学校再編の進捗状況等について

【参考資料3】

4 その他

5 閉会宣言

令和 5 年度茂原市の教育方針及び重点施策

情報化、グローバル化、少子高齢化が加速度的に進展する世の中にあつて、教育に対する期待は益々大きくなってきています。そこで『茂原市教育施策の大綱』に基づき、「人づくり」を中心的課題として捉え「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に、令和 5 年度茂原市の教育方針及び重点施策を次のように定め、各種事業を実施します。

基本方針 1**社会で生きる力の育成****(1) 確かな学力の育成**

問題解決的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めます。また、教員の経験年数に応じた参加型の研修を充実させることにより、教員の資質向上を図ります。

【令和 5 年度の取り組み】

- ・ 特色ある学校経営及び学習指導要領の実施、カリキュラム・マネジメントの促進に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びや思考力・判断力・表現力等の育成の視点からの授業改善と多様な体験活動を推進します。
- ・ 校長、教頭、教務主任、若年層教員の研修会や、茂原市教育研究協議会の研修において、自己の課題意識に基づいた自主的な研修を進め、教員の資質向上を図ります。
- ・ 「全国学力・学習状況調査」の結果を基にした指導方法の改善などにより、個に応じた指導を取り入れ、児童生徒の学力の向上を図ります。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築を目指し、多様な教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努め、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣などを通して、特別支援教育の充実に努めます。
- ・ 「茂原市立中学校に係る部活動の方針（部活動ガイドライン）」に則り、各中学校は「学校の部活動に係る方針」に基づき、スポーツや文化等を通して、生徒が健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むために、バランスの取れた活動に努めます。
- ・ 部活動の地域移行に向け、先行事例の調査・研究や課題の整理、体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努めます。
- ・ 本市における特色ある教育を推進するため、茂原市全体で段階的に小中一貫教育を実

施するとともに、その状況を検討する専門委員会を組織します。

(2) 幼児教育・保育の充実

遊びを通しての総合的な指導の中で、生きる力の基礎を育む教育を推進するとともに、円滑な接続を見通した幼保小連携を図り、子どもが幼児期から小学校生活になじめるよう、就学前の教育・保育の充実を図ります。

【令和5年度の取り組み】

- ・基礎的な能力の育成を重視した教育課程を編成し、豊かな人間性を培う教育の推進に努めます。
- ・小学校への円滑な接続を図るための、幼保小連携の体制づくりを推進します。
- ・幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。

(3) 国際理解教育の推進

グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を図るため、ALT等による語学指導の充実、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市への中学生等海外派遣事業の継続を通して、子どもたちが異なる文化に触れる機会を創出し、異文化を理解できる豊かな感性を育みます。

【令和5年度の取り組み】

- ・小中学校における外国語科等において、教員の指導力の向上のための研修の充実を図ります。また、ALTを各校に配置してネイティブの発音に触れる機会を確保し、指導の充実に努めます。
- ・中学生等海外派遣等事業では、中学生及び教員等を国内の国際交流体験施設に派遣します。

(4) 生涯学び、活躍できる環境の整備

多様化する学習ニーズに対応した学習機会の提供に努め、市民の知識・技術の習得をサポートします。また、その技術等を活用する場を設けることで、生涯を通じて活躍できる環境の整備に努めます。

【令和5年度の取り組み】

- ・「市民カレッジ」等の開催により、幅広いジャンルの講座を提供する事で、新たな知

識を得たり掘り下げたり出来るよう魅力ある題材の提供に努めます。

- ・市民の要望に応じて、地域社会の一員として生活するために必要な知識や情報を提供する「職員出前講座」の普及を図ります。
- ・生涯学習ガイドブック等により参加してみたい講座やイベントに関する情報提供に努めます。
- ・国・各自治体の施設や関連機関と連携を図り、市民の多様化するニーズに対応できるよう協力体制を整備します。
- ・公民館及び東部台文化会館では、多様なニーズにあった主催教室を開催し、市民の学習意欲に応え、教養の向上を図ります。
- ・美術館・郷土資料館では、美術実技講座、小学生講座、歴史セミナー、古文書講座、市史編さん事業講演会等を開催し、作品を創り上げる機会や歴史を学ぶ機会の提供に努めます。

（５）情報教育（情報活用能力の育成）の推進

情報化が急速に進展する社会生活の中で、日常的にICTを活用していく力が求められています。学校生活や学習においても、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけ、学校のICT環境の整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。

【令和５年度の取り組み】

- ・児童生徒用タブレットPCを活用し、学習活動の充実を図ります。
- ・ICT支援員が、授業支援や校内研修などを行うことにより、教員の指導力向上を図り学校のICT教育の充実を図ります。

基本方針 2

心を育む人間教育の推進

（１）いじめ防止への取り組みと相談体制の充実

「茂原市いじめ対応マニュアル」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に推進します。

また、子どもの生命・身体を守るため、相談体制の充実を図ります。

【令和５年度の取り組み】

- ・「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、

より効果的にいじめ防止に取り組みます。

- ・いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的・計画的に進めます。
- ・茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。

（２）道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の推進に向け、教員の指導力向上のための研修の充実を図り、子どもたち一人一人が、自分の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育みます。

【令和５年度の取り組み】

- ・道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、「考え、議論する道徳」を意識した指導方法の工夫・改善に努めます。
- ・教育活動全体を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。

（３）読書活動の推進

子どもを取り巻く社会環境の変化により、子どもの生活により身近な幼・保・こども園と学校での読書活動の重要性が高まっています。

市立図書館と連携し、幼・保・こども園においては、読書の楽しさを伝え、また学校においては、学校図書館と学校司書を活用した読書活動と学習活動の充実に努めます。

【令和５年度の取り組み】

- ・読書の楽しさや喜びを感じさせることで、豊かな心情を養います。また、学校においては、国語科を中心に各教科等での学校図書館の活用を推進します。
- ・学校司書が配置された小学校では、読書活動や環境整備だけでなく、学習活動の充実に努めます。また、小学校と中学校が連携して読書活動を推進します。
- ・学校図書館の活用を推進するため、資料の充実を図るとともに、司書教諭や学校司書等の資質の向上に努めます。また、市立図書館は、学校図書館の資料の補完に努めます。
- ・学校図書館支援ボランティアを対象に、読み聞かせ等の講習会や情報交換会を開催し、

読書環境の整備体制を充実させます。

- ・「第四次茂原市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に親しみながら成長していくために、学校図書館・市立図書館及び教育委員会とのさらなる連携体制整備の強化を図ります。
- ・「茂原市子ども読書活動推進会議」を開催し、第四次推進計画に係る各施策に基づいて行った事業の進捗状況を点検し、その結果を翌年度へフィードバックします。

(4) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

青少年指導センターを中心に関係機関、団体、地域と連携し、巡回・補導・相談活動の充実を図り、青少年の非行防止活動を推進します。また、青少年に有害な社会環境・インターネット環境の浄化活動に取り組むとともに、インターネットの適切な使用の啓発に努めます。

子どもたちの社会性や自立性を育む様々な活動を支援するとともに、子どもの人格形成の基礎づくりを担う家庭の教育機能向上を図ります。

【令和5年度の取り組み】

- ・青少年が集まりやすい場所の巡回を強化し、関係機関と情報を共有しながら非行の防止や早期発見に努めます。
- ・広報紙や啓発物品の配布を通して、相談しやすい窓口となるように啓発活動に努めます。
- ・インターネット上に潜む危険性の理解と有害情報から身を守る方法の普及を図るとともにネットパトロールを実施し、SNS上のトラブル防止に努めます。
- ・青少年の健全育成体制の充実を図るため、補助金の交付や団体事務局の運営等を通じて青少年育成茂原市民会議、青少年相談員、子ども会等の活動を支援します。
- ・子ども会の活動支援を通して、青少年の奉仕活動・体験活動の推進に努めます。
- ・3歳児、小学校入学を控えた児童、幼稚園児・小学生の保護者に向けて子育て等に関する知識や保護者同士の繋がりを得られる機会を提供し、家庭教育の充実に努めます。

基本方針3

芸術文化・スポーツの振興

(1) 芸術文化の振興

美術館の優れた美術品の展示、企画展、また市民、小中高校生の発表の機会としての

展示を行い、親しみのある美術館・郷土資料館づくりと鑑賞する機会の提供に努めます。文化協会の組織充実を図るとともに、市民の文化活動の意欲向上と発表の場を確保するため、文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。

【令和5年度の取り組み】

- ・ 茂原市文化協会の組織の充実を支援するとともに、市民の文化活動の意欲の向上と発表の場を確保するため文化祭等を開催し、身近で親しみやすく、かつ優れた芸術文化の鑑賞の機会を提供します。
- ・ 歌舞伎、能・狂言、ミュージカルなどの芸術鑑賞会を企画するとともに、小中学生を対象とした音楽鑑賞教室を7校で開催し、優れた芸術文化に触れる機会を提供します。
- ・ 文化庁主催の「優秀映画鑑賞推進事業」をはじめとした内外の上質な作品の映画会を開催し、地域における文化活動の活性化を図ります。
- ・ 公民館まつり、文化会館まつりを開催し、日頃の文化活動の発表の場を確保するとともに、市民に文化活動の情報を提供します。
- ・ 美術館では、優れた美術品を展示する企画展1回及び年8回の収蔵品展等の開催と、市民美術展、小中学校作品展等の年17回の展覧会の開催により、鑑賞と発表の機会を提供します。

(2) スポーツ環境の充実

市民スポーツの活動拠点となる市民体育館を安全に利用することができる充実した施設となるよう整備を図るとともに、学校体育施設等の開放を活用し、身近な場所でもスポーツを気軽に取り組むことができる環境整備に努めます。

【令和5年度の取り組み】

- ・ 市民体育館は、一昨年度に卓球場、剣道場及び柔道場に空調設備を設置、昨年度は大体育室に空調設備を設置し、スポーツ環境の快適性及び利用者の安全性が高められました。東部台文化会館は、体育センターに空調設備を設置し、利用者の利便性の向上を図ります。今後も、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進めます。
- ・ 学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域に開放し、環境整備に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーションの推進

スポーツ・レクリエーションを通して、様々なニーズや志向に合わせた事業を実施し、市民の健康づくり、体力づくりを推進するとともに、スポーツを活用した地域づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立および活動を支援します。

【令和5年度の取り組み】

- ・「市民ひとり1スポーツ」を目標とし、市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」や気軽に行える「ウォーキング」を推奨し、スポーツを行う習慣をつくる意識啓発に努めます。
- ・茂原市スポーツ大使（6名）の活躍を市公式SNSなどで周知し、市民のスポーツへの関心度向上に努めます。
- ・本市発祥のスポーツ「タッチバレーボール」の普及に努め、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。
- ・総合型地域スポーツクラブについては、既存クラブの活動支援を引き続き行います。また、更なるクラブ設立に向けて、各地域でのスポーツ推進に努めるほか、市民体育館を拠点とする中央型クラブの設立について研究、協議します。

基本方針4

茂原を愛する心の育成

(1) 郷土愛の育成

ふるさと茂原について学ぶ「茂原学」を教科等の年間指導計画に位置づけるとともに、地域にある事業所や公共施設における職場見学・職業体験の充実を図り、地域で働く人々と触れ合う体験を通して郷土を愛する心を育成します。

【令和5年度の取り組み】

- ・児童生徒の発達段階に応じて、茂原市の歴史・伝統文化・産業・自然環境等の内容について、社会科を中心とした学習に位置づけます。
- ・総合的な学習の時間を中心に、小学校では地域安全マップの作成や職場見学（施設見学）、中学校では出前授業や職業調べ等を実施します。
- ・経済的理由により修学の困難な方に対して、必要な奨学資金を貸付することで有為な人材の育成に努めるとともに、奨学資金貸付の在り方について検討します。

(2) 安全・安心な教育環境の整備

学校施設の老朽化対策については、学校再編との整合性を取りながら計画的に整備し、施設の安全性の確保を図るとともに、適正な管理に努めます。また、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。

【令和5年度の取り組み】

- ・学校施設の整備・修繕等を行い施設の安全性の確保を図るとともに、教育環境の充実に努めます。
- ・南中学校と早野中学校の統合に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策に係る調査、検討を進めます。
- ・関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。
- ・子どもたちにとって、より良い教育環境の確保を第一に考え、「茂原市学校再編第二次実施計画」に基づき、学校再編を推進します。
- ・社会教育・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、利便性の向上に配慮し設備等の充実に努めます。

(3) 伝統文化の維持継承・振興

貴重な文化財を指定文化財として保護・保存していくとともに、郷土資料の収集・整理を進め、美術館・郷土資料館に展示することで、地域の文化財や歴史に対する理解を促し、郷土愛の育成に努めます。

また、郷土芸能発表会等を開催し、地域の伝統文化に触れる機会を提供します。

【令和5年度の取り組み】

- ・市内に現存する貴重な文化財を指定文化財として指定し、公表することで、文化財に対する市民の理解を得ながら保護保存に努めます。
- ・郷土芸能発表会を開催し、多くの市民に伝統芸能保存団体の活動の周知を図るとともに、保存団体に対して存続に向けた意向調査を行い、伝統芸能保存を支援します。
- ・郷土資料館の常設展示の充実に努めるほか、年2回のテーマ展等を開催し、郷土愛の育成に努めます。また、市史編さん事業での調査の成果を展示に反映させていきます。
- ・茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。令和4年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、2冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めます。

また、調査の成果として調査報告書を発行します。

- ・市史編さん事業の活動を周知するため、年2回（7月・2月）広報もばらに各時代別の活動内容を紹介します。また、年1回市史編さん事業講演会を実施し、啓蒙を図ります。

（4）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室等の開催などを通じて地域教育力の向上を目指すとともに、学校・家庭・地域の協働を推進します。

【令和5年度の取り組み】

- ・学校・家庭・地域が連携し、授業や学校行事への協力、地域行事への児童生徒の積極的な参加を通して、地域ぐるみで児童生徒を育てるよう努めます。
- ・放課後子ども教室、地域未来塾を開催し、地域ボランティアの積極的な活用を通して地域の教育力の向上を図ります。

部活動の地域移行について

1 これまでの経緯（茂原市教育委員会としての取組）

(1) 「部活動の地域移行検討委員会」（以下、「検討委員会」）を教育委員会内に設置する。

ア 開催数 4回

イ 内容

- ・現状報告及び把握
- ・アンケートの内容（実施日・対象者等）
- ・予算
- ・今後の流れ
- ・アンケートの実施及び集計

ウ 課題 部活動地域移行についての課題として、指導者の人材確保、受け皿の確保、活動場所の問題、大会のあり方、受益者負担の問題、保険の問題、活動場所への移動方法（保護者送迎）、教員の兼職兼業 等々

(2) 地域移行に向けたスケジュール（改革集中期間） ※当初の予定

ア 令和4年度中 すべての市町村で協議会（地域化に係る関係部署及び団体による推進の実働を担う組織）設置完了

○地域部活動設置マニュアル「地域部活動設立工程表（例）」

(ア) 市町村協議会の設置
(イ) 校内準備委員会の設置
(ウ) 生徒・保護者への説明
(エ) 校内アンケートの実施
(オ) 設置に向けた校内調整

イ 令和5年度 各市町村1部活以上地域移行

ウ 令和6年度 全中学校1部活以上地域移行

エ 令和7年度 全中学校部活動完全地域移行

オ 令和8年度 準備ができた部活動から、平日も地域移行

※ スケジュールにある「改革集中期間」が12月に「**改革推進期間**」に変更

2 現在の状況

(1) 茂原市としては、まだ、協議会を開催していない。

※令和5年度に開催する予定（協議会のメンバーの人選も含めて）

(2) 地域部活動設置マニュアル「地域部活動設立工程表（例）」における④の校内アンケートのみ実施

(3) 市教委内の検討委員会では、令和5年度に「各市町村1部活以上地域移行」の候補として柔道部の案が上がっている。

3 今後の予定

○ 市教委内の検討委員会において、協議会の立ち上げ及び開催、今後のスケジュールや前述の課題解決に向けた検討を行いながら、地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努める。

未来を拓く 茂原の子

(茂原市小中一貫教育の指針)



高い志

ふるさと茂原

豊かな心

茂原市教育委員会

令和5年1月

目次

はじめに.....	2
I 小中一貫教育とは.....	3
1 小中一貫教育制度について.....	3
2 小中一貫教育を行うことによる期待される効果.....	3
II 茂原市小中連携教育から小中一貫教育へ.....	4
1 これまでの小中連携教育.....	4
2 これからの小中一貫教育.....	5
(1) 小中一貫教育の定義.....	5
(2) 茂原市の小中一貫教育のねらい.....	5
(3) 茂原市の小中一貫教育の型.....	6
(4) 茂原市の目指す子供像.....	7
(5) 学年段階の区切りの考え方.....	7
(6) 茂原市の小中一貫教育の基本的な考え方.....	8
III 茂原市の進める小中一貫教育.....	9
1 9年間の連続性を大切にした教育（視点1）.....	9
(1) 9年間を見通した系統性のある学習指導.....	9
(2) 9年間の一貫した連続性のある生徒指導.....	9
(3) 切れ目のない特別支援教育.....	9
2 目指す子供像の実現に向けた特色ある取組（視点2）.....	10
(1) 茂原学の探究.....	10
(2) 英語教育の充実.....	10
3 小中一貫教育を支える連携.....	11
(1) 学校間の児童生徒の交流.....	11
(2) 小中学校の教職員の連携による学習活動・生徒指導.....	11
(3) 家庭・地域との連携.....	11
おわりに.....	12

はじめに

今日、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。また、急激な少子高齢化が進む中で、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されています。

このような時代にあって、学校教育では、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながらどのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要とされています。こうした力は、全く新しい力というわけではなく、長年目指してきた「生きる力」であり、学校教育が蓄積を生かしていくことが必要であるとされています。

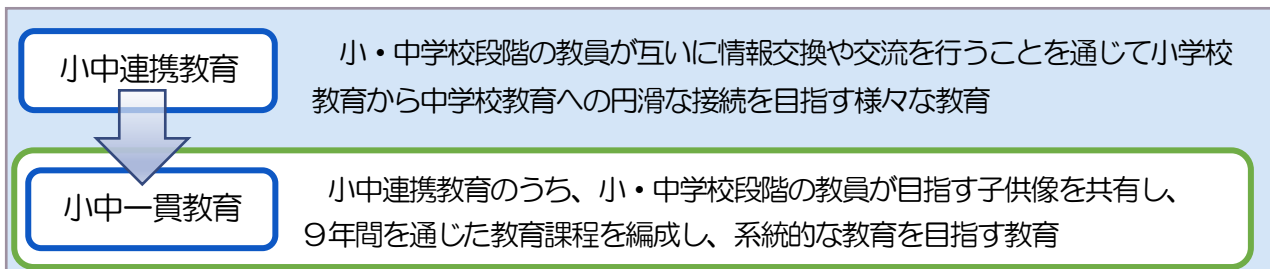
また、近年、社会状況の激しい変化や子供の成長の早期化、子供を取り巻く環境の変化、小・中学校の教育活動の差異などから、いわゆる「中1ギャップ」の言葉に代表されるような課題が生じてきています。こうした課題に対応するための取組として、小中一貫教育が取り入れられています。

茂原市教育委員会では、これまで、「次代を担う子供たちを育てる」を共通テーマとして、児童生徒の個性の伸長、郷土を愛する態度の育成、基礎学力の定着などを目指して、それぞれの学校で教育活動を進めてきました。今後は、教職員が義務教育9年間を貫く視点を持ち、茂原市の子供たちへより質の高い教育を提供することができるよう、ここに茂原市の小中一貫教育について方向性を示しました。

I 小中一貫教育とは

1 小中一貫教育制度について

小中一貫教育制度については、平成 18 年の改正教育基本法、平成 19 年の改正学校教育法によって義務教育の目的・目標が定められ、その後、学校教育法の一部改正(平成 28 年施行)により、義務教育学校制度が創設されました。小中一貫教育とは、小中連携教育をさらに進めた教育で、「小・中学校段階の教職員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」とされています。



2 小中一貫教育を行うことによる期待される効果

学習面の観点から

- 9年間を見通した指導計画を作成し、指導内容を明確化することにより、「学びの連続性」を図ることができます。
- 小・中学校間で指導方針を共有し、情報交換や連携を充実させることで、各成長段階で育てたい力が明確になり、一人一人の個性に応じた指導が可能になります。
- 小学校 5・6 年生における教科担任制、小・中学校教員の乗り入れ授業など多様な指導形態を取り入れ、小学校での専門的な授業の展開により知的好奇心を充足させたり、中学校でのきめ細かな授業の実践により定着が不十分な内容を補充したりするなど、個に応じた指導が一層充実し、学習意欲や学力の向上を図ることができます。

生活面の観点から

- 9年間を通して一貫した生徒指導を行うことにより、学校生活の変化に伴う不安感や負担感が軽減され、自己有用感や道徳心、規範意識の醸成を図ることができます。
- 小・中学校段階の教職員が連携することで、より深い児童生徒理解に基づく指導が可能になり、中学校入学後に増加傾向にある不登校や問題行動の減少を期待することができます。
- 小・中学生の交流や合同行事などを通して、小学生には、目標にすべき姿を思い描くことができ、中学生には、下級生に対する思いやりやリーダーシップなどの育成を図ることができます。

教員の指導力の向上の観点から

- 9年間の児童生徒の成長・発達と学習内容の系統を踏まえ、小・中学校段階の教職員がそれぞれの学校種の教育活動を相互に理解しながら指導にあたることにより、教員の指導力の向上を図ることができます。
- 小・中学校段階の教職員が、それぞれ個人のよさを生かした授業実践の中で、専門的な指導やきめ細かな指導を互いに学び合うことで、教員の総合的な力量が向上します。

Ⅱ 茂原市小中連携教育から小中一貫教育へ

1 これまでの小中連携教育

茂原市では、これまで小中連携教育に取り組んできました。各小・中学校、各中学校区により、それぞれ特色があり、その主なものは以下ようになります。

学習面について

- 授業・部活動
 - ・ 中学校教員による小学校の外国語科、外国語活動での授業協力
 - ・ 小学生と中学生の交流授業
 - ・ キャリア教育の一環としての職場見学や職場体験学習
 - ・ 中学校入学説明会における授業体験や部活動体験
 - ・ 特別支援学級在籍児童の進学時における中学校の授業体験

生活面について

- 生徒指導
 - ・ 生徒指導上の諸問題についての情報交換、協議
 - ・ 校外（街頭）指導、防犯パトロールへの参加、情報交換
- 保健安全指導
 - ・ 小・中学校間で行われる学校保健委員会への参加、協議
 - ・ 児童生徒の発育状況や運動能力についての情報交換、協議
- 学校行事
 - ・ 運動会（体育祭）や文化祭、合唱コンクール等（学校行事）の見学、参加

教員について

- 教員研修等
 - ・ 小・中学校で行われる授業研究会への参加（授業参観、協議）
 - ・ ミニ集会等、学校単位で開催される研修会への参加、情報交換
 - ・ 中学校区を単位としての行事調整会議
 - ・ 市教育研究協議会での各部研修

その他

- PTA活動について
 - ・ 教育講演会への参加、情報交換
 - ・ 中学校区を単位とした情報交換会、中学校区親睦バレーボール大会の開催
- 地域活動について
 - ・ 敬老会や夏・秋祭り、地域の美化活動、ボランティア活動等への参加

2 これからの小中一貫教育

(1) 小中一貫教育の定義

小中一貫教育を進めるにあたり、平成28年度の法整備を受け、「義務教育学校」や「小中一貫型小学校・中学校(併設型・連携型)」の制度化された小中一貫教育と従来の小学校・中学校による運用上の小中一貫教育が存在することになりました。(下図参照)

茂原市は、当面この中の「従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育」を行います。

【小中一貫教育を行う公立学校の分類(制度面)】

	制度化された学校での小中一貫教育			従来の小・中学校による運用上の小中一貫教育	
	義務教育学校	小中一貫型小・中学校			
		併設型小・中学校	連携型小・中学校		
設置者	(同一)	同一	異なる	同一 又は 異なる	
修業年限	9年 (前期課程6年・後期課程3年)	小学校6年・中学校3年			
組織	校長1名・一つの教職員組織	原則として各学校に校長1名・別々の教職員組織 ※校長併任や実質的に教職員組織を統合した事例も			
免許	原則小・中併有 ※当面は保有免許相当課程で指導可	所属する学校の免許を保有			
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされた教育課程編成 				
特例	独自教科設定	○	○	○	×
	指導内容入替え	○	○	×	×
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用			
標準規模	18学級以上 27学級以下	小・中学校それぞれ12学級以上18学級以下			
設置・移行手続	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		なし	

出典:「地方教育行政の多様性・専門性に関する研究 報告書3 市町村の教育施策としての小中一貫教育に関する研究」

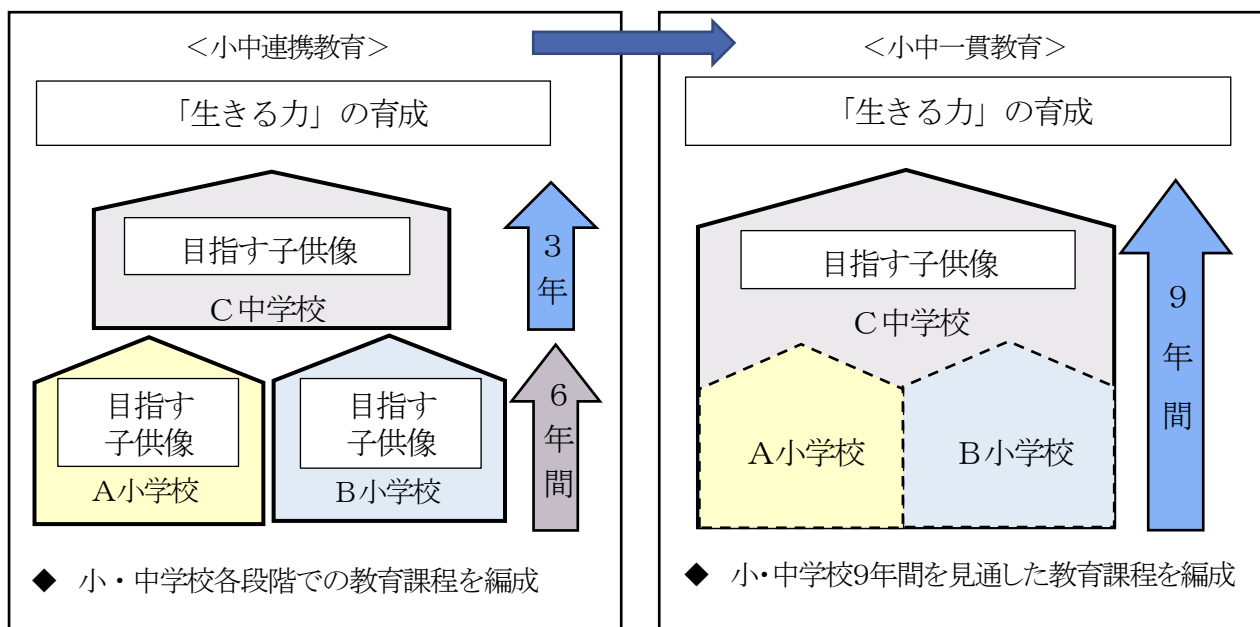
研究代表者渡邊恵子(国立教育政策研究所 教育施策・評価研究部長)2019(平成31)年3月※一部抜粋

(2) 茂原市の小中一貫教育のねらい

これからの社会は予測困難な時代と言われ、子供たちには、「生きる力」として他者と協働して課題を解決していくことや、幅広い知識と柔軟な思考力・判断力・表現力等を身に付けることが求められています。

こうした背景を受け、茂原市では、小学校6年間、中学校3年間という制度を維持しつつ、義務教育終了までを連続した学びの期間ととらえ、この9年間でどのような子供を育てたいのかを小学校と中学校が共有し、小中一貫教育を推進することとします。（下図参照）

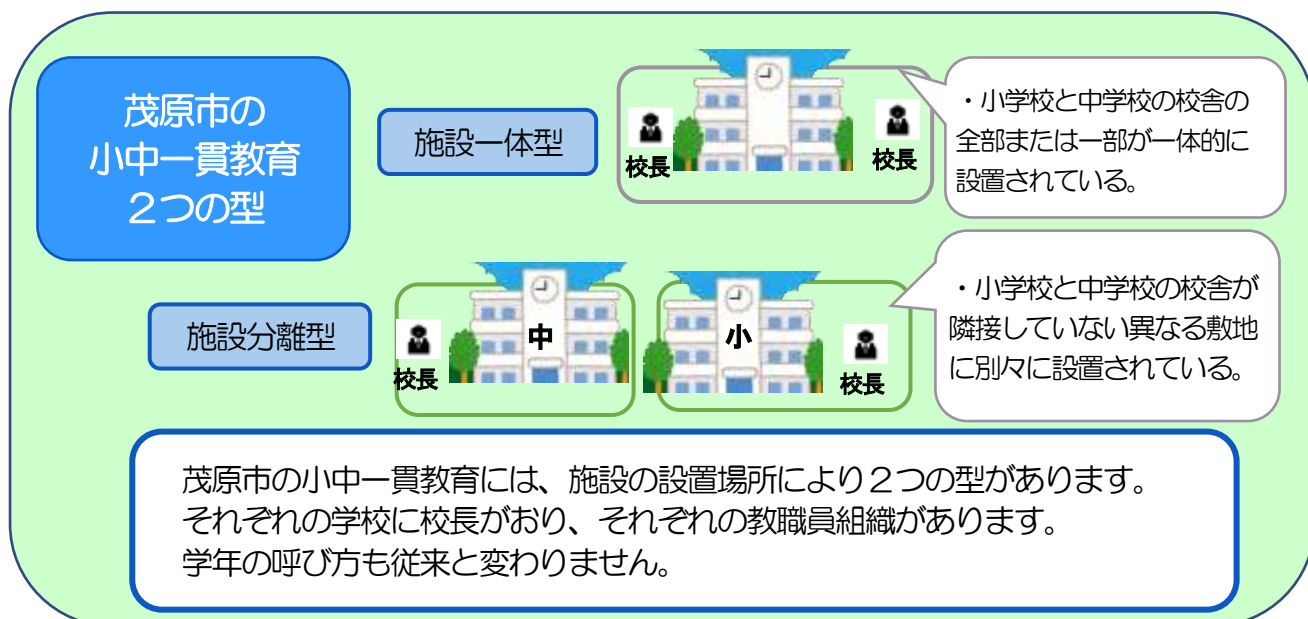
小・中学校が互いに協力し、児童生徒一人一人に応じた質の高い学習指導や生徒指導を実現し、学力向上や豊かな心の育成を図っていきます。また、小・中学校を円滑に接続させ、小学校から中学校へ進学する際に、新しい環境での生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」とよばれる課題の減少を目指します。



（3）茂原市の小中一貫教育の型

茂原市では、小中一貫教育を行うにあたり、義務教育9年間を貫く視点を大切に、小学校・中学校が共通した目指す子供像を共有するために、それぞれの施設・仕組みを生かし、その利点を取り入れた教育を目指します。

それぞれの施設の状況により、施設分離型の小中一貫教育と施設一体型の小中一貫教育が存在することになります。（下図参照）



(4) 茂原市の目指す子供像

「ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子」

茂原市では、令和3年4月に「茂原市教育施策の大綱」として、令和7年度までの5年間の基本構想、基本計画に基づき、4つの基本方針を定めました。

- <基本方針1> 社会で生きる力の育成
- <基本方針2> 心を育む人間教育の推進
- <基本方針3> 芸術文化・スポーツの振興
- <基本方針4> 茂原を愛する心の育成

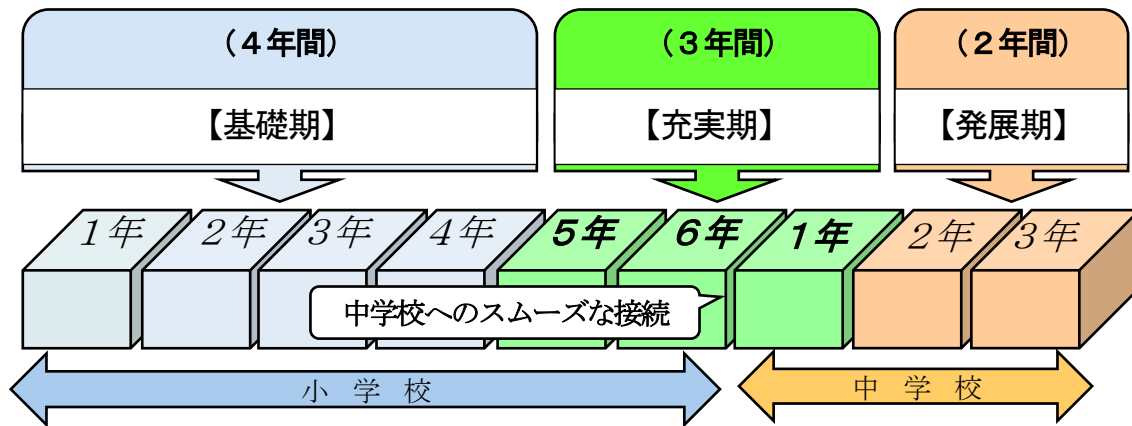
これに基づき、「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標として掲げ、各種施策の展開を図っていきます。「小中一貫教育」を推進することで、茂原市が示している「未来を主体的に生きる人づくり」をさらに進めます。

そこで、茂原市の小中一貫教育で目指す子供像を「ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子」前記のように設定しました。これには、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、郷土に誇りをもち、地域を担う人づくりを目指すという願いが込められています。

(5) 学年段階の区切りの考え方

中学校段階への移行に際して指導内容や指導方法等の差の緩和や児童生徒の発達の早期化への対応を図る観点から、いわゆる「中1ギャップ」といわれる現象が現れる小中学校にまたがった期間（充実期）を設定し、小・中学校9年間における学年段階の区切りを4－3－2とします。（学校施設は6－3のまま）

《学年段階の区切り》



- 小1～4 【基礎期】
 - ・ 基礎・基本を繰り返し、学びの基本姿勢の育成を目指す。
 - ・ 善悪の判断ができ、集団や社会のルールを守る態度の育成を目指す。
- 小5・6、中1 【充実期】
 - ・ 基礎・基本を生かし、具体から論理的・抽象的思考へ移行する時期であり、意欲的に学ぶ姿勢の育成を目指す。
 - ・ 集団における役割を自覚するとともに、自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養を目指す。

○ 中2・3【発展期】

- ・ 基礎・基本を応用して、論理的・抽象的思考を着実にを行う時期であり、主体的に学ぶ姿勢の育成を目指す。
- ・ 人間としての生き方を踏まえ、自己を見つめ自ら向上を図るなど、社会の一員として自立した生活を営む力の育成を目指す。

(6) 茂原市の小中一貫教育の基本的な考え方

茂原市の小中一貫教育では、6歳から15歳までの子供の成長に重要な時期となる9年間の義務教育の中で、目指す子供像を実現するため基本的な考え方を以下のようにします。

すべての小・中学校で、小中一貫教育を進めます。

- 義務教育9年間において、連続性のある教育活動を行います。
- 茂原市の目指す子供像を共有し、その実現に向け、特色ある取組を行います。
- 地域・施設の特徴を生かした取組を行います。

茂原市の目指す子供像

ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子

(視点1) 9年間の連続性

- ①9年間を見通した系統性のある学習指導
- ②9年間の一貫した連続性のある生徒指導
- ③切れ目のない特別支援教育

(視点2) 特色ある取組

- ①茂原学の探求
- ②英語教育の充実

児童生徒の交流、教職員の連携、家庭・地域との連携

家庭

学校

地域

Ⅲ 茂原市の進める小中一貫教育

1 9年間の連続性を大切にした教育（視点1）

（1）9年間を見通した系統性のある学習指導

確かな学力の育成を目指し、9年間の学びを小・中学校の教員が共有し、系統的な学習を実践します。各教科の9年間の内容系統一覧（別冊資料）を作成し、現在の学習内容に至るまでどのような学習をしてきたのか、また、現在の学習後にどのような学習をしていくのかを把握し指導に生かしたり、児童生徒のつまずきに対する補充が必要な学習内容を把握し、学び直しの機会としたりすることに活用していきます。

小・中学校間の指導内容や指導方法等の差を少なくし学習意欲の向上を図るため、小学校5・6年生で教科担任制を実施したり、小・中学校の教員の乗り入れ授業を取り入れたりすることで、専門性や個に応じた指導を一層充実させます。

（2）9年間の一貫した連続性のある生徒指導

生徒指導については、児童生徒の発達の特性や小・中学校の教育活動の特性を踏まえて取り組むことが必要です。しかし、小・中学校での指導内容や方法等に差があり、ギャップが生じるという指摘もあります。生徒指導の3つの機能（自己決定・自己存在感・共感的理解）に基づき、9年間の一貫した連続性のある生徒指導に取り組み、自己実現に向かう自己指導能力を育成します。

生活習慣や学習規律、家庭学習などについての指導は、学年が変わったり中学校に進学したりしても、子供が安心して学校生活が送れるように、小・中学校が同じ視点で指導をしていきます。生活習慣や学習規律、家庭学習についての基本などをもとに、各学校の実態に応じながら連携・継続した指導を徹底します。

（3）切れ目のない特別支援教育

特別支援教育については、「すべての子供に役立つ支援方法の確立」のため、児童生徒一人一人の特性を理解し、関係機関との連携を強化し、ライフステージに合わせた一貫した総合的支援体制の充実を図っています。障がいの有無にかかわらず、互いに理解し合い、ともに社会をつくるための基礎を培う教育を進めていきます。

特別に支援が必要な児童生徒には、十分な学びを保障するため、ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」を用意し、適切な指導と必要な支援を提供していきます。就学前から中学校卒業まで、きめ細かな切れ目のない支援が円滑に進められるよう、基礎的環境の整備と合理的配慮の提供を充実させていきます。学校現場においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、交流及び共同学習の実施、校内支援委員会の充実、ユニバーサルデザインの視点に基づくわかる授業の実践等により、共に学び認め合う共生社会の実現を目指します。

2 目指す子供像の実現に向けた特色ある取組（視点2）

（1）茂原学の探究

「茂原を知り、茂原について考え、茂原を愛する子供」を育てるために位置付けた「茂原学」をさらに充実させていきます。茂原の歴史や文化、産業等について、9年間を通して計画的に学び、地元“茂原”を深く理解し、郷土を愛し、将来、茂原のよさを語る事ができる児童生徒の育成を目指します。

9年間を3つの期間に区切り、基礎期（小1～小4）では、身近な家庭や学校から地域（茂原市）へと学習を広げ、充実期（小5～中1）では、他地域と比較しながら茂原を見つめ、そして、発展期（中2、中3）では、今までの学習を振り返りながら自分を見つめるというように、9年間を通し段階的に学習を進めます。

また、「茂原学」を軸に、小中一貫教育のカリキュラムマネジメントを行います。社会科や総合的な学習の時間で扱う茂原市に関する教材だけでなく、教科等を通して茂原市への関心や知識、そして「こんな茂原市にしたい」「茂原市の魅力を発信したい」という思いや考えなどを伴う学習すべてを「茂原学」と捉えます。その上で、各学校が「茂原学」として取り組む単元・教材一覧を作成し、9年間でのどのように各教科等が関わり合っているか確認し、系統的な学習へつなげます。

そこで、次のような取組を行います。

- ・「茂原学」の単元・教材一覧の作成（小・中学校でのつながり）
- ・「茂原学」の情報公開（学校ホームページへのアップ）
- ・地域の伝統、自然、産業、歴史を題材にした学習
- ・茂原市役所や郷土資料館等による「出前授業」の活用 など

（2）英語教育の充実

グローバル化が急速に進展する中で、今後、外国語によるコミュニケーション能力は、これまで以上に必要とされることが想定されます。ALTのネイティブな英語や海外の文化に触れる機会、中学生の海外派遣等を通して、世界に目を向けることができる態度を育てるとともに、探求心や想像力を育む授業や体験を取り入れながら、「使える英語」を身に付け、グローバルな視点で活躍する人材の育成を目指します。

小学校外国語活動及び外国語科と中学校外国語科の連携を推進するため、小・中学校共同の授業改善や教員の研修を進めます。

そこで、次のような取組を行います。

- ・小学校および中学校全校へのALTの派遣
- ・毎授業において日常生活の英語やスモールトークの帯活動の位置付け
- ・ソルズベリー市（オーストラリア）への中学生等海外派遣や交流事業の継続
- ・外国語活動、外国語科の実践研修（教員）
- ・スピーチコンテスト（中学校） など

3 小中一貫教育を支える連携

茂原市の目指す子供像の実現に向けて掲げた2つの視点「9年間の連続性を大切にした教育」と「目指す子供像の実現に向けた特色ある取組」を具体的に実現するために、何よりも欠かせないのが市全体の大きな連携になります。その連携は、具体的に「児童生徒の交流」「教職員の連携」「家庭・地域との連携」の3つから構成され、小中一貫教育を支えるものとなります。

(1) 学校間の児童生徒の交流

児童生徒の交流は、小学生が中学生に対して憧れを抱いたり、中学生が小学生に対して思いやりの心をもったりできるようになるなどの効果が期待されます。それぞれの学区の実態や施設の設置状況、教員の構成等を踏まえ、意図的・計画的・継続的に各学校の創意工夫で実施します。

また、隣接した小学校同士など、小学校間の連携も視野に入れます。一つの小学校に通う児童がすべて同じ中学校へ進学するとは限らない茂原市の実態として、中学校とのつながりと同時に小学校間の児童の交流も小中一貫教育の一つと捉えます。

(2) 小中学校の教職員の連携による学習活動・生徒指導

いわゆる「中一ギャップ」等の課題解決のためには、小学校や中学校の教職員が今まで以上に情報交換や相互の授業参観を通して、互いの教育活動についての理解を深め、日常の指導に生かしていくことが大切です。互いがそれぞれの教育を理解することで、小学校段階で育てておかなければならない力が見え、また、これまでにどのような経験をしてきたのかなどを理解することができます。

教職員の具体的指導の例としては、学習や生活についての共通実践、相互乗り入れ授業の実施など工夫して取り組みます。生徒指導の面でも協力し、情報を共有するとともに、小中学校間での指導方法のすり合わせなど、学年間・学校間の段差がよりなだらかになるよう工夫します。

(3) 家庭・地域との連携

急速に変化する社会の中で、子供たちの生きる力を育むためには、学校だけでなく学校と家庭・地域が一体となって子供を育てていくことが求められます。今まで培ってきた学校と家庭・地域との結びつきを生かし、近隣の学校との結びつきを基盤として地域の特色を生かした小中一貫教育を進めます。

これまでも、総合的な学習の時間や各教科、校外学習等で地域とのさまざまな連携を行ってきましたが、9年間の連続性を意識して教育課程を見直すことにより、より系統的な家庭・地域との連携を目指します。

おわりに

茂原市教育委員会では、子供たちにとってよりよい教育を目指し、小中一貫教育について調査研究してきました。茂原市小中一貫教育についてまとめた本指針に基づき、令和5年4月から市内すべての小・中学校で小中一貫教育を進めていきます。

茂原市の小・中学校は、その規模や立地条件、学区編成上1つの小学校から分かれて中学校へ進学する学校があるなど、同一歩調で推進しにくい内容もあります。そこで、まずはそれぞれの小・中学校の実態を共有し、茂原市の目指す子供像に向け、それぞれの学校が具体的にどのように連携し、実践していくかを考えていくことから進めていきます。茂原市教育委員会としても、さらによりよいものとなるよう今後も調査研究し、改善していきます。

茂原市の小中一貫教育

ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子

ふるさと茂原

高い志

豊かな心

茂原市教育委員会 令和5年3月

すべての小・中学校で、小中一貫教育を進めます。

- 義務教育9年間において、連続性のある教育活動を行います。
- 茂原市の目指す子供像を共有し、その実現に向け、特色ある取組を行います。
- 地域・施設の特徴を生かした取組を行います。

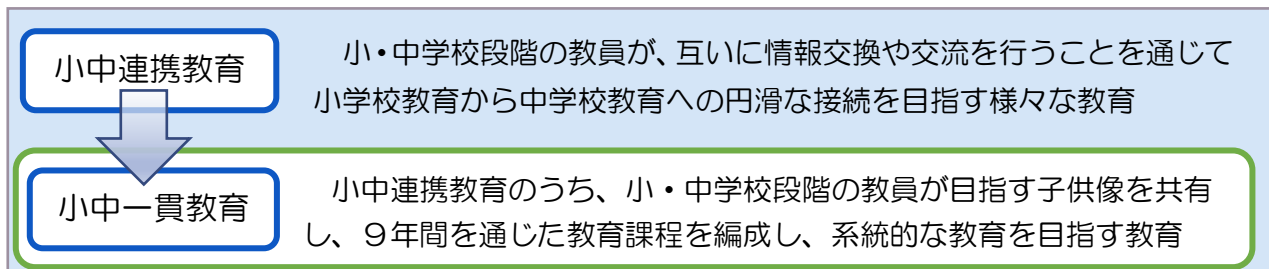
※令和5年1月に策定した「未来を拓く 茂原の子」(茂原市小中一貫教育の指針)

ダウンロード用二次元コードはこちらです



Q1：なぜ小中一貫教育を行うの？

茂原市がこれまで取り組んできた小中連携教育を、小中一貫教育へステップアップします。9年間の学びを小・中学校段階の教員が共有し、系統性・連続性のある指導を行うことにより、より質の高い学校教育を目指します。また、小・中学校段階の教員がそれぞれの学校種の教育活動を相互に理解しながら指導にあたることにより、教員の指導力の向上を図ることができます。

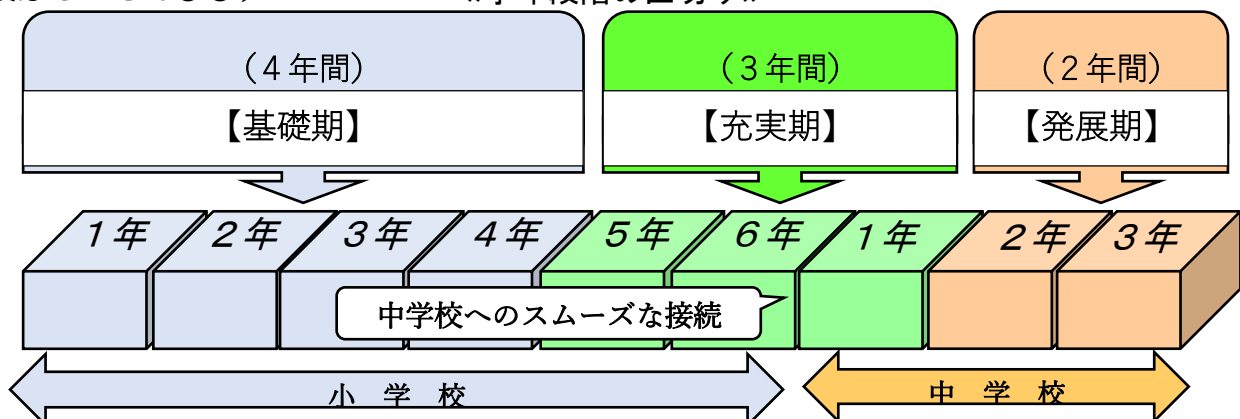


Q2：学校の仕組みが変わるの？

学校の仕組みは変わりません。小学校6年間、中学校3年間という制度を維持しつつ、義務教育終了までを連続した学びの期間ととらえます。

中学校段階への移行に際して指導内容や指導方法等の差の緩和や児童生徒の発達の早期化への対応を図る観点から、いわゆる「中1ギャップ」といわれる現象が現れる小中学校にまたがった期間(充実期)を設定し、小・中学校9年間における学年段階の区切りを4-3-2とします。(学校施設は6-3のまま)

《学年段階の区切り》



Q3：どのように小中一貫教育を進めるの？

茂原市の小中一貫教育では、6歳から15歳までの子供の成長に重要な時期となる9年間の義務教育の中で、目指す子供像を実現するため基本的な考え方を以下のようにします。

「9年間の連続性を大切にした教育（視点1）」と「目指す子供像の実現に向けた特色ある取組（視点2）」を2つの柱とし、学校・家庭・地域に支えられながら、互いに連携し目指す子供像の実現に取り組みます。

茂原市の目指す子供像

ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子

（視点1） 9年間の連続性

- ①9年間を見通した系統性のある学習指導
- ②9年間の一貫した連続性のある生徒指導
- ③切れ目のない特別支援教育

（視点2） 特色ある取組

- ①茂原学の探究
- ②英語教育の充実

児童生徒の交流、教職員の連携、家庭・地域との連携

家庭

学校

地域

視点1

- 教科内容系統一覧（9年間）作成による共通理解と指導への活用
- 小学校での教科担任制や小中学校の乗り入れ授業等による専門性や個に応じた指導の充実
- 学習規律や生活習慣、家庭学習について、学校同士が連携・継続した指導の徹底
- 個のニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」の提供による指導・支援の充実
- 交流及び共同学習の実施

視点2

<茂原学>

- 単元・教材一覧の作成
- 情報公開（学校ウェブサイトへのアップ）
- 市役所や郷土資料館等による「出前授業」

<英語教育>

- 小中学校共通の短期的・継続的活動（帯活動）の位置づけ
- 小中連携を考慮した ALT の全校派遣

茂原市小中一貫教育について

茂原市の目指す子供像

「ふるさと茂原を愛し、高い志を持ち、心豊かで未来を拓く子」

1 これまでの経緯

令和3年度 「茂原市小中一貫教育検討委員会」発足（「茂原市小中一貫教育構想委員会」を継承）
上記委員会の取組 ・本納中学校区の実践報告も共有し、市内における小中一貫教育の在り方を検討

※本納中学校区をモデル地区とし、小中一貫教育の先行実施による調査・研究
(令和3・4年度)

- ・「未来を拓く 茂原の子」(茂原市小中一貫教育の指針)を策定
- ・専門部会により「茂原学」「英語教育」の在り方を検討
- ・本納中学校区におけるアンケートを実施(児童生徒・教職員・保護者)



- R5.3 ★「未来を拓く 茂原の子」(茂原市小中一貫教育の指針)をアップロード
★茂原市小中一貫教育に係るリーフレットを配付(学校・保護者)

2 令和5年度以降の取組

◎「茂原市小中一貫教育推進委員会」発足（「茂原市小中一貫教育検討委員会」を継承）

- (1) 目的；茂原市小中一貫教育の促進に寄与する。(令和5年から3年間)
- (2) 内容；市内の小中学校で実施されている小中一貫教育の取組状況を把握し、その成果や課題、方向性等について議論し検討する。
- (3) 具体的な取組

ア アンケートの実施

- (ア) 目的；効果の検証及び方向付けのための参考資料とする。
- (イ) 対象者；児童生徒、教職員、保護者
- (ウ) 時期；前期終了頃(9月下旬～10月上旬)の1回を予定
- (エ) 継続期間；3年間

イ 視点1 ①「9年間を見通した系統性のある学習指導」から

- (ア) 各教科の内容系統一覧の確認修正から活用へ
- (イ) 相互授業参観→乗り入れ授業の検討(通年 or 単発にするか、T1は誰が)→試験的運用

視点1 ②「9年間の一貫した連続性のある生徒指導」から

- (ア) いじめ等問題対策連絡協議会の活用
- (イ) 小から中への引き継ぎの工夫

視点1 ③「切れ目のない特別支援教育」から

- (ア) 個別の支援計画・指導計画を中心とした引き継ぎ

ウ 視点2 ①「茂原学の探究」から

- (ア) 茂原学に関わる単元・教材一覧の充実・活用、ワークシートの共有
- (イ) 茂原市教育研究協議会各部会での取組

視点2 ②「英語教育の充実」から

- (ア) 小中学校共通の帯活動(短期的・継続的活動)でのスモールトークの実践
- (イ) 各学年や言語素材ごとの活動事例の共有
- (ウ) ALT派遣事業の効果的な活用

学校再編の進捗状況等について

茂原市教育委員会では、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するため、令和3年度から令和7年度を計画期間とする、茂原市学校再編第二次実施計画を策定しました。本計画に基づき、「本納小学校と新治小学校の統合」「本納小学校と豊岡小学校の統合」「南中学校と早野中学校の統合」について学校再編を進めております。

本納小学校と新治小学校については、令和5年4月1日に統合することとなり、その他の学校再編の取り組みについては、以下のとおりです。

1 本納小学校と豊岡小学校の統合について

統合時期	令和8年4月1日以降の早期	使用校舎	本納小学校
通学区域	現行の両小学校区を合わせた区域		

※茂原市学校再編第二次実施計画より

《令和4年度の実績》

- 令和4年12月に豊岡小学校の教職員及びPTA、豊岡地区自治会長連合会の各代表と「学校再編に関する話し合い」を開催しました。

《令和5年度以降の取り組み予定》

- 本計画では、児童数の推移を注視し、保護者や地域住民等と協議を重ね、理解を得ながら、令和8年3月31日までに統合時期を定めるものとしており、引き続き児童数の推移を見ながら、保護者や地域住民等と統合に関わる協議を継続してまいります。

2 南中学校と早野中学校の統合について

統合時期	令和8年4月1日	使用校舎	南中学校
通学区域	現行の両中学校区を合わせた区域		

※茂原市学校再編第二次実施計画より

《令和4年度の実績》

- 令和4年9月に、南中学校・早野中学校・五郷小学校の教職員及びPTA、五郷地区・鶴枝地区自治会長連合会の各代表と「学校再編に関する話し合い」を開催しました。
- 令和5年1月及び2月に、保護者や地域住民等を対象とした「南中学校と早野中学校の学校再編に関する説明会」を開催しました。

《令和5年度以降の取り組み》

- 令和5年度における関係する学校のPTA、自治会長連合会の総会等において説明会を実施する。
- 通学道路（市道1級8号線及び市道3級8158号線）の整備について令和7年度までを目指す。
- 南中学校の崖対策に向けた地質調査及び設計等を実施し令和7年度までの対策工事を目指す。